# 指摘事項・意見等一覧表

【指摘事項】　・法令、基準等に違反していると認められるもの
・その他適正を欠く事項で是正する必要が認められるもの

対象なし

【意見等】　・事務の執行、事業の管理状況等について、効率性、経済性又は有効性の観点から、検討する必要があると認められるもの
・その他法令、基準等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの
・制度、組織等に関する課題のうち、特に要望する必要があると認められるもの

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部 | 課 | 監査項目 | 監査結果の内容（概要） | 措置結果の内容（概要） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 定期監査 | 65 | 上下水道局 | 総務課・経営企画課共通 | 特名随意契約の妥当性について（1）「業務用ノートパソコン等購入（物品番号：上水31J－008）」について | 業務用パソコンの更新のため行った指名競争入札では、1者が不参加、6者が辞退したことにより入札は不調に終わりました。入札辞退等の主な理由として、「納期までに納品できない。」ことが挙げられていましたが、当該入札に係る上下水道局における納期設定が適切であったか疑問が残ります。<br>その後、上下水道局は唯一の応札業者と特名随意契約を締結しましたが、その理由として、「正常動作の確認も含まれるため、早期に業者を選定する必要があったためである。」旨の説明を受けましたが、そもそも上下水道局におけるスケジュール管理に問題があったのではないかと考えます。<br>なお、特名随意契約が認められるケースとして「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」がありますが、上記契約においては「緊急の必要性」を満たしているとは考えられず、競争性が確保されていない以上、契約金額の妥当性についても確認されているとは言えません。<br>今後、事務手続等の遅延による特名随意契約は認められないことを念頭に、競争入札による公正性、透明性及び経済性の確保に努めるとともに、入札不調の場合でも再入札を行えるようなスケジュール管理に努めてください。 | パソコン機器の更新については、同時に様々なシステムの移行についてもスムーズに行うことが求められています。今回の件を参考として、今後パソコン機器の更新に際しては、早期に仕様書を作成し、入札が不調となることや予期できない事態によって更新に時間を要することになることも想定した上で、納期が確保できるよう留意して事務を進めます。 |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部 | 課 | 監査項目 | 監査結果の内容（概要） | 措置結果の内容（概要） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 定期監査 | 66 | 上下水道局 | 総務課・経営企画課共通 | 特名随意契約の妥当性について（2）「上下水道局会計システム等購入（物品番号：上水31J－007）」について | 既存システムの保守業務委託業者と特名随意契約を締結していますが、会計システムであることのみをもって「性質又は目的が競争入札に適しない」とは言えません。職員が新しいシステムに慣れるまでに時間を必要とすることは特名随意契約の理由にはならず、唯一デモンストレーションを実施した別システムにしても、実際には今回の契約業者からあっせんされた別システムであり、事業者間の競争性を確保したとは言えず、契約金額の妥当性について疑義が生じます。今回のシステム調達については、情報政策課とも十分協議した上で「宝塚市情報システム調達ガイドライン」に沿って、競争入札またはプロポーザル方式を導入すべきであったのではないかと考えます。今後、競争による公正性、透明性及び経済性の確保に努めてください。 | 今後、会計システム等の購入に際しては、他の会計システム等についても十分に調査するとともに、情報政策課とも十分協議した上で「宝塚市情報システム調達ガイドライン」に沿った方法でシステム調達を行います。 |
| 1 | 定期監査 | 67 | 上下水道局 | 総務課・工務課共通 | 上下水道事業における取得用地に係る評価額の決定方法について | 必要な用地を取得するため、上下水道局は不動産鑑定士に評価査定の依頼を行い、その鑑定価格を上下水道事業管理者まで決裁を経た上で、その評価額で相手方と売買契約を締結していました。<br>上下水道局では不動産評価等に係る規程はなく、土地評価額の算出に際しては、「土地評価事務処理要領の運用」に基づき、鑑定評価額をもって上下水道局の評価額としていました。<br>一方、市長部局においては、鑑定評価額のみをもって土地評価額を算出する方法にはなっておらず。そもそも上下水道局に規程がないのであれば、なぜ市長部局の規程等を準用しなかったのか疑問が残ります。<br>さらに、評価額の決定については、市長部局では評価額を「宝塚市不動産評価委員会」に付議し、評価委員会における会議で最終的な評価額を決定する流れとなっていますが、上下水道局の「事業管理者の決裁」のみをもって、果たして「価格の公正を期す」ことができているか疑問が残ります。<br>今後、上下水道局の不動産についても評価委員会での審査が可能となるよう市長部局と協議するなど、上下水道局における価格決定の公正を期すための何らかの方策について検討してください。 | 地方公営企業法第３３条により地方公営企業の事業の用に供する資産の取得、管理及び処分は管理者が行うことから、これまで上下水道局における取得用地の評価額決定については宝塚市不動産評価委員会への付議を行っていませんでした。<br>このことについて、上下水道局用地の取得についてさらに公正な価格の決定を図るため、上下水道局内部での検討及び市総務部との協議を行い、令和２年度から、上下水道局にかかる不動産（土地等）の取得または処分についても宝塚市不動産評価委員会に付議し、審議することとしました。今後、同委員会の規定に則り、取得用地に係る評価額を決定していきます。 |
| 1 | 定期監査 | 68 | 上下水道局 | 総務課・工務課共通 | 配水管布設工事（工事番号：上水31B－5）に係る入札の中止について | 本市では、設計金額が一定金額を超える入札では特定建設業の許可を有していることを必要な資格要件としていますが、当該入札の設計金額がそれに満たないにもかかわらず、特定建設業の許可を有することを資格要件として設定していました。入札前に中止されたものの、設計図書を見た業者からの指摘で誤りが判明する結果となっており、見積りのための積算事務等に既に着手していた業者があった可能性もあります。また、入札をやり直した結果、工期が2箇月延びることとなったとともに、再入札に当たり設計金額の積算において単価適用日の変更を行ったため、約30万円の増額となっています。今後はこのようなことが起こらないよう、慎重な事務執行に努めてください。 | 公告の記載事項に誤りがあったことについては、特定建設業の許可を求める工事であるかどうかの取扱基準を正確に把握していなかった事が原因です。<br>職員個々が取扱基準を改めて正しく理解するとともに、万が一ミスが生じても同様の事案が起こらないよう、令和2年４月以降、工事の一般競争入札に係る公告を起案するにあたり、その作成の前に「審査チェックシート」を基にして入札条件を整理し、そのうえで入札公告を起案し、起案者を除く他の２名の職員が入札公告条件設定等について「審査チェックシート」を用いて確認を行い、最終決裁者がすべて確認済であることを確認することで、チェックの強化を図りました。<br>今後はこの流れを厳守し、同様のミスを生じさせないようにします。 |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部 | 課 | 監査項目 | 監査結果の内容（概要） | 措置結果の内容（概要） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 定期監査 | 69 | 上下水道局 | 浄水課・工務課共通 | 小林・亀井浄水場の解体・跡地活用について | 上下水道局では、小林・亀井浄水場解体・跡地整備基本設計業務を委託し、特記仕様書において、解体費用の算出と、発注者の意図を協議で把握し、有効活用を検討することを受注者に求めています。しかし解体費用が確定していない中、現時点で「発注者の意図」が決定しておらず、受注者に提示できていない状況となっています。跡地の有効活用については、上下水道局内での議論を積み上げ、慎重に検討していくことが必要ではないかと考えます。上下水道局においては特記仕様書の変更も含め、慎重に検討を進めてください。 | 委託業務完了の結果、解体費用が想定していた金額を大きく上回った金額となりました。委託業務では、特記仕様書の変更は行わず、概算工事費とそれに係る取り壊し工期を算出し、試算した用地価格から解体撤去の有効性を検討した上で、本市の土地利用方法の検討を行い、用地利用案についての考察と詳細設計着手のための課題を整理しました。<br>その結果を踏まえて、今後の跡地活用について、令和2年度中に上下水道局内で方針を決定し、その後、全庁的な協議や地元の要望を踏まえた検討を行っていきます。 |
| 1 | 定期監査 | 70 | 上下水道局 | 総務課 | 上下水道局庁舎整備に係る費用負担について | 上下水道局は、庁舎の建替えに係る工事契約の入札を実施しましたが、入札額が予定価格を超過したため再度入札を行ったところ、2回目の入札も不調に終わりました。この理由として、「資材調達及び人件費の上昇が理由として考えられる。」旨の説明を受けました。<br>上下水道局は、これらの要因を踏まえた上で、建物面積削減などの設計見直しを行いました。費用について、「見直し後の費用総額が、当初の費用合計を超えないように収めていきたい。」旨の説明を受けましたが、追加費用として、プレハブ仮庁舎の整備に係る費用、移転費用増加分が見込まれています。これらは本来、入札不調になっていなければ発生しなかった費用であり、これらについても節減に向けた取組が必要であると考えます。<br>また、設計見直しによる市と上下水道局間での建物面積及び土地面積割合の変更に伴い、負担割合の変更も見込まれています。これらにより、最終的に上下水道局自体の費用負担増加につながる可能性もあります。<br>今後、設計見直しによる費用削減効果についてはしっかりと検証を行うとともに、追加費用についてはできる限り削減に努め、まだ確定していない負担増減については速やかな精査に努めることにより、最終的に上下水道局の経営に与える影響について明らかにするよう努めてください。 | 上下水道局と市で合築し活用する新庁舎の建設に係る計画について、その見直しのため再度取りかかる基本設計費用や実施設計費用を始めとする諸費用については、新庁舎の建設に係る全体事業費28億5千万円の範囲内で床面積を減らすなどし、全体の事業費も可能な限り節減するなど取り組んでいきたいと考えています。<br>上下水道局においては、この見直しにより市との費用負担割合の変動も予想され、これに加えて仮設庁舎に係る費用など新たな費用発生もあることから、設計見直しによる費用削減効果についてしっかりと検証を行うとともに、設計見直しによる追加費用についてはできる限り削減を図るなど、企業経営に与える影響を最小限に留めるよう努めます。 |
| 1 | 定期監査 | 71 | 上下水道局 | 経営企画課 | 病院事業への貸付金について | 水道事業の資金運用において、病院事業へ2億5千万円の貸付けを行っています。この事務手続について、病院事業管理者からの資金融資依頼に対する貸付決定の決裁は確認できましたが、市立病院に対しての貸付決定の通知がありませんでした。このことについて「病院事業からの依頼文書に基づき口頭で通知した。」旨の説明を受けましたが、口頭で通知をしただけでは適正な貸付手続とは言えません。今後は、文書化することによって、適正な事務執行に努めてください。 | 今後、市立病院に対して資金の貸付を行う場合は、口頭ではなく、貸付条件等を記載した文書を交付します。具体的には、資金融資依頼に対して、決裁処理を行った後、貸付利率や利払日を記載した貸付決定通知を作成して市立病院に送付します。 |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部 | 課 | 監査項目 | 監査結果の内容（概要） | 措置結果の内容（概要） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 定期監査 | 72 | 上下水道局 | 浄水課 | 浄水課所管施設の契約電力について | 浄水課所管施設の設備規模（契約kW）に対して、年間どれくらいの電力量（kWh）を使ったかを表す電気使用の稼働率である負荷率を見ると、最小で9.7%、最大で98.9%と施設間でかなりの格差がありました。「負荷率は年間の平均であり、契約はポンプの能力に応じた電気量となっている。最大の能力を使用するときの電力で契約する必要がある。」とのことですが、年間を通じてみると負荷率の低い施設もあると考えられるため、契約電力の見直しなど、常に経済的な契約となるよう努めてください。 | 各浄水場やポンプ場の受電施設においては、非常用電源の確保のため非常用発電機を装備するなど、停電に対して万全な体制で臨むことを前提としています。<br>一方で、小浜浄水場などでは、2回線で電力を引き込むなどの停電対策を施しています。<br>今年度、電力の複数回線供給、非常用発電機の補修などを含め、各浄水場やポンプ場の電力の安定供給について再検討を行う予定としており、負荷率の再検討による契約の見直しについても、この中で検討していくこととしています。 |
| 1 | 定期監査 | 73 | 上下水道局 | 浄水課 | 浄水課所管施設における新電力の導入について | 上下水道局においては、所管施設における新電力の導入を検討し、令和元年12月11日より、生瀬浄水場の電力調達に当たり、2年契約で新電力を導入しています。新電力の導入によって効果が見込まれるのであれば、他の施設についてももっと積極的に導入を図るべきではないかと考えます。今後、経済効果が見込まれ、環境面にも配慮できるのであれば、新電力の導入を積極的に推進してください。 | 各浄水場や、ポンプ場の電力供給においては、非常用電源の確保のため、非常用発電機を装備するなど、停電に対して万全な体制で臨むことを前提としています。一方で、小浜浄水場などでは、2回線で電力を引き込むなどの停電対策をしています。<br>新電力については、災害時や停電時の対応なども含めた検討が必要と考えています。他の施設における新電力の導入については、浄水場、ポンプ場全体の安定的な電力供給の確保を前提に、引き続き検討を重ねていきたいと考えています。 |
| 1 | 定期監査 | 74 | 上下水道局 | 給排水設備課 | 給水装置工事の違反行為について | 給水装置工事事業者が、申請手続や工事方法において違反行為を行った場合、「宝塚市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱」に基づき処理することとなっていますが、処分基準に基づく処分が行われていませんでした。要綱に明記されている以上は、要綱の規定に基づいた事務手続を行うべきであり、現在の要綱の処分基準等が実態にそぐわないと判断するのであれば、実態に合うよう要綱を見直すことが必要です。今後、所管課においては、より実行性のある措置内容となるよう要綱を見直すとともに、要綱に基づいた事務手続を適切に行うことにより、違反行為の効果的な抑制につなげてください。 | 給水装置工事の違反行為に対しては指定工事事業者から提出のあったてん末書を添えて違反行為報告書を延滞なく上下水道局施設部長に報告しなければならないことになっていますができていませんでした。また、指定取消や停止の処分については他都市の例を見ても上下水道局が改善指導を繰り返し行ってもなお違反行為の是正がなされない場合について行われていることから、本市においても改善指導に従い速やかに是正がなされた場合は、行政指導を要しないものとして口頭による注意に留めていました。今後は事務手続を明瞭にするため「指定給水装置工事事業者の指定取消処分等に係る事務の流れ」を作成し、行政処分の要不要についても担当課のみで判断することなく要綱に基づいた事務手続を適切に行い違反行為の効果的な抑制に努めていきます。<br>特に、違反行為の内容が水の不正使用に該当する事例については、指定工事事業者以外の者が行う事例も見られることから上下水道局総務課と連携して調査し適切に対応を進めていきます。 |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部 | 課 | 監査項目 | 監査結果の内容（概要） | 措置結果の内容（概要） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 定期監査 | 75 | 上下水道局 | 下水道課 | 武庫川ポンプ場及び西田川ポンプ場の更新について | 市内雨水排水ポンプ２施設（武庫川ポンプ場及び西田川ポンプ場）について、「宝塚市下水道事業経営戦略」では武庫川ポンプ場は令和元年度までに、西田川ポンプ場は令和５年度以降に改築に取り組むとされていますが、更新には多額の更新費用が必要となるため、現在、武庫川ポンプ場の排水量とポンプ性能の精査、排水量を下げる場合の下流水路の放流先変更等について調査検討を行う業務が委託されています。放流先変更については河川管理者である県との協議が必要となり、また、雨水事業は国補助金等を除く部分は全て一般会計繰入金の対象であり、市財政部門との協議も必要となるため、即時の改築更新着手は難しいのが現状です。雨水事業は市民の安全安心に直結する事業として重要度を増しているため、いたずらに協議や調整に時間を費やし、更新時期がこれ以上遅れることのないよう、着実な事業の進捗を図ってください。 | 武庫川ポンプ場の改築更新にあたっては、荒神川への排水経路を構築することで改築事業費の大幅な事業費削減が可能となります。荒神川への排水については、河川管理者の許可が必要となるため、現在、検討案を整理して河川管理者との協議を進めているところです。見直しによる改築年度は、令和５年度からの着手を予定していますので、着実な事業の進捗を図るとともに、引き続き既存施設の適切な維持管理に努めます。<br>また、西田川ポンプ場の改築年度については、武庫川ポンプ場改築後の令和７年度から更新事業に着手する予定です。 |
| 1 | 定期監査 | 76 | 子ども未来部 | 子ども家庭支援センター（社会福祉法人聖隷福祉事業団関係） | 児童館運営費補助金の交付条件について | 交付決定通知書に記載された職員の配置等に係る交付条件は下記のとおりとなっていました。<br><br>児童館の事業を実施するために職員として、館長及び児童厚生員を４名以上雇用するものとする。なお、職員は次の要件を充たすこと<br>ア　児童福祉施設最低基準第３８条に規定する「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」を５名以上配置すること。<br>エ　開館時間中は通常、職員を上記アのうち３名以上配置すること。また、開館時間中に、職員を４名以上配置するよう努めること。<br><br>団体の勤務実績簿を確認したところ、要件アを満たさない日が散見されました。その理由について、「要件アは雇用すべき人数であり、要件エの記載から、児童厚生員は３名以上配置すればよいと考えている。」旨の説明を受けましたが、通常、要件ア以下は、職員の配置についての規定と考えるのが妥当ではないかと考えます。<br>当該補助金の積算内訳においては、職員５名分の人件費が積算されており、職員の配置基準は補助金の実績額に大きな影響を与えるだけに、明確であることが求められます。交付条件における職員配置の解釈が分かれることのないよう、所管課においては速やかに交付条件の見直しを行ってください。 | 私立児童館運営費補助金の交付条件の表記の見直しを行い、令和２年度私立児童館運営費補助金の交付決定通知書より文言を修正済みです。 |

| 年度 | 監査区分 | 番号 | 部 | 課 | 監査項目 | 監査結果の内容（概要） | 措置結果の内容（概要） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 定期監査 | 77 | 子ども未来部 | 子ども家庭支援センター（社会福祉法人聖隷福祉事業団関係） | 児童館運営費補助金における人件費の按分方法について | 市は補助対象として、児童館運営業務に直接従事している事務員だけではなく、経理等を行っている聖隷福祉事業団の本部職員の人件費についても、一部「事務委託費」として算入を認めています。<br>人件費の按分方法について確認したところ、本部における年間人件費に業務負担率を乗じ、その合計金額を各施設の収入額で按分していました。<br>一方、児童館施設長に係る人件費についても、併設の保育園長が兼務していることから按分されており、所管課から、「児童館施設長と保育園長との人件費の按分率は一般的には1：1と考えられるが、保育園の定員数や児童館の利用状況等業務量を考慮し、児童館施設長の割合を45%とした。」旨の説明を受けましたが、一般的には保育園長としての業務が多いと推察されることから、1：1を前提としていることの適正性については疑問を抱かざるを得ず、そこから45%と決定した根拠も希薄であると感じざるを得ません。<br>さらに、本部職員人件費と施設長人件費における施設間での按分方法が全く異なっており、按分率についてもかなりの差異が生じる結果となっているため、合理的な基準による按分方法を検討すべきであると考えます。<br>今後、所管課において団体と協議を行い、客観的に合理的だと判断できる按分方法について検討してください。 | 児童館施設長が併設の保育園長を兼務していることに伴う人件費の施設間での按分については、令和2年度より児童館施設長としての従事時間を基準として按分率を算出するよう、聖隷福祉事業団と協議中です。 |
| 1 | 定期監査 | 78 | 子ども未来部 | 保育事業課（社会福祉法人晋栄福祉会関係） | 保育所地域活動事業について | 子育て支援事業を除く保育所地域活動事業についての実施計画の提出及び承認がありませんでした。また、年度末における予算残額を使い切る目的での購入ではないかと懸念される支出が散見された上、子育て支援事業とこれを除く保育所地域活動事業との事業目的について、必ずしも明確に区分できていない現状が見られるため、当該補助事業について、保育現場の状況も踏まえて一度見直しをする時期に来ているのではないかと考えます。実施計画に基づく適正な補助金の執行に努めるよう指導するとともに、保育所地域活動事業の今後の在り方についても検討してください。 | 保育所地域活動事業については、交付申請時に実施計画書の提出を求め、計画的で効果的な支出がされるよう取扱いを変更することとします。<br>また、子育て支援事業とこれを除く保育所地域活動事業については、ご意見のとおり児童福祉の充実と地域福祉の向上を目的とするという観点から見れば、助成金額を分ける意味合いは薄く、また、保育所が助成金を効率的に活用できるという点を踏まえ、令和2年度以降一つの事業への助成金として助成金額を統一することとします。 |

※詳細な「監査結果の内容」及び「措置結果の内容」については、『措置内容（回答）.pdf』 をご覧ください。